

第百六十四回国会 衆議院 農林水産委員会公聴会議録 第一号

(三〇九)

平成十八年五月十一日(木曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 稲葉 大和君

理事 岡本 芳郎君

理事 原田 令嗣君

理事 松野 博一君

理事 山田 正彦君

理事 赤城 徳彦君

理事 伊藤 忠彦君

理事 今津 寛君

理事 金子 恭之君

理事 佐藤 鍊君

理事 谷川 弥一君

理事 並木 正芳君

理事 西村 康稔君

理事 福井 照君

理事 渡部 篤君

理事 岡本 充功君

理事 佐々木隆博君

理事 仲野 博子君

理事 森本 哲生君

理事 伊藤 渉君

理事 古川 慎久君

理事 久野 修慈君

理事 吉野 誠治君

理事 林 良博君

理事 山下 惣一君

理事 金子 恭之君

理事 久野 修慈君

理事 吉野 誠治君

理事 林 良博君

理事 山下 惣一君

理事 金子 恭之君

農林水産委員会専門員

渡辺 力夫君

本日の公聴会で意見を聞いた案件

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(内閣提出第四五号)

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第四六号)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案(山田正彦君外四名提出、衆法第一号)

○稲葉委員長 これより会議を開きます。内閣提出、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案、及び山田正彦君外四名提出、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案の各案について公聴会を行います。この際、御出席の公述人の皆様に一言ごあいさつを申し上げます。

○久野公述人 ただいま御紹介にあずかりました精糖工業会の久野でございます。本日は、こういう機会を得ましたことに對しまして、委員の皆さん方に心から感謝申し上げます。初めに、私の方といたしましては、このたび政府が提出されました法律案については、本日に將來を見越した法律案として、賛成を申し上げます。そこで、私は、賛成に当たりまして、二、三の御意見を申し上げたいと思っております。一つは、経緯を申し上げたいと思っております。砂糖業界というのは余り知られていないわけでございますが、我々砂糖業界といたしましては、台湾で砂糖の出発点があったわけでありまして、それから長い間、日本の甘味資源を提供してきたわけでありまして、その過程におきまして、砂糖業界といたしましては、多くの納税義務を果たしてきたわけでありまして、現実、国民の皆さん方が、本日に砂糖にこれだけの税金が入っているということは御存じではないわけでありまして、明治三十四年から砂糖消費税が課されて、戦後におきましては、海外から入ってまいります原料糖に對して大幅な財政関税を賄ってきたわけでありまして、その金額は、この図表に書いてあるとおりでございます。砂糖というのは今大変安いわけ

でございますが、それだけの国家的な役割を果たしてきた商品であるということをひとつ御理解願いたいと存じております。

あわせて、もう一つは、今度の糖調法の改正にもありますように、現在、沖繩、鹿児島、北海道におきましてサトウキビあるいは砂糖大根の生産をいたしておりますが、約九百億円の助成をこの両方にやっております。しかしながら、この九百億円に對して、現在、砂糖の価格の中にその保護財源が入っているわけでございまして、現在は大体一キロ三十円でございまして、スーパードに行きますと百三十円でありまして、三十円は税金相当分、簡単に言いますと保護財源であります。現実には八〇%を消費者あるいはユーザーが負担し、我々メーカーがそれに対して一生懸命販売努力をしているわけであります。言うなれば、その集めた金が、沖繩、鹿児島、北海道の農産物の生産に對する責任、あるいはそういうものの生産に重要な役割をしているということをまず御理解願いたいと思っております。

二番目には、お砂糖に関しまして、約三百万トンぐらいの消費がございましたが、三十年前と比べますと百万トンぐらい減りまして、現在は二百万トンであるということでございます。なぜ砂糖が減ったのかということでございますが、これは、砂糖は健康に悪いとかいうこともインプットされて、全くの誤解の中で砂糖が減ってきたわけではございません。これは、日本の農業政策上、トウモロコシからつくります異性化糖、これが七十万トンから八十万トンございまして、これによりまして砂糖の使用量が減ってきたわけでありまして、もう一つは、加糖調製品というものがございまして、お砂糖と同質でございますが、残念ながら、今の日本の国際環境の中においては、この加糖調製品という砂糖が八三%以下の

ものについては、砂糖に比べて非常に負担が少ない、調整金が負担されていない。したがって、この加糖調製品というのが四十万トン、日本に入ってきているということでございます。

この四十万トンという加糖調製品、これは本場に経済的にも非常に不平等な制度に基づいて輸入されてきているのでありますけれども、国際的な、WTOとかいろいろな問題がございます、そこではなかなか交渉でそういう問題を乗り切れないわけでありまして。この加糖調製品の問題というのは、今後これを放置いたしますと、北海道、沖縄、鹿児島におけるサトウキビの国内生産にも大きな影響を及ぼしてくるわけでありまして、この点についてはひとつ御理解をお願いしたいと思います。

もう一つは、御存じのように、お砂糖が世界的に逼迫してまいっております。これは、御存じのように、サトウキビからエタノールをつくるということで、砂糖の国際相場が大変大幅に上がってきております。そういう面からいいますと、我々としては、消費者あるいは国民の皆さん方にいかに安い砂糖を供給するかということができない現状になっているということでもあります。

いずれにいたしましても、このエタノールの問題は、サトウキビがエタノールをつくる一番重要な農産物でございます。このことがあらゆる面で影響してまいりますと、農産物に関する構造変化が出てくるのではないかと存じております。

どうか、委員の皆さん方にも今申し上げた点を御理解願ひまして、今度の法律案について、あらゆる問題について、今後とも前向きに対応していただくことをお願い申し上げます。

そこで、私の方といたしましては、今まで、四十年以上、糖調法とか糖価安定制度とかありましたが、これについてはあらゆる農業の助成策があったと思います。しかし、私は、この助成策なくして日本の農業は確立できなかったのではないかと、したがって、新しい時代の中で競争力をつけいかねばならない、そして、その中において農

産物の需給関係がバランスがとれて、公平な仕組みの中で維持しなければならない、こう思っております。

そういう面で、今度の法律案につきましては、将来を見据えて、あるいは担い手を養成する、あるいは日本の自給率を確保していく、あるいは農家の人たちに付きましても、生産の効率とか競争力の問題についてマーケットを理解していただく、そして全体のバランスがとれて、将来、国際的な市場競争に日本の国内生産のものもすべてが対応できるという面では、この法律改正は私は大賛成であります。そういうことで、この法律案については国民の負担も減るような形を選択されておりますから、これについては私は賛成を申し上げます。

そこで、今後どういう問題が、砂糖に関する制度について御理解願ひたいかと申しますと、一つは、北海道におけるてん菜糖、これは国際競争力からいいますと二・六倍であります。それから、沖縄、鹿児島、サトウキビについては八・四倍であります。これは、あらゆる手だてをしまして、なかなか競争力はつかないと思います。

しかし、その中で、競争力がなくても、このサトウキビと砂糖大根の生産をやめるということとは絶対やってはならないことだと私は確信をいたしております。北海道におきます砂糖大根につきましても、これは何としても輪作体制、北海道の農業生産の中においては重要なポジションにあるわけでありまして、また北海道の農業経済においては重要な役割を私は果たしていると思っております。したがって、このてん菜の栽培については、あらゆる角度から御理解願ひまして、そして、砂糖大根の栽培が今後とも安定的に推進されるように御理解を願ひたいと思います。

また、沖縄、鹿児島は、先ほど申し上げましたように、国際的な砂糖の価格からいいますと八・四倍であります。こんなものは国民の皆さんはにくしてしまえ、こうおっしゃるかもしれません。しかし、離島における鹿児島においては、サトウ

キビが唯一の生産物であります。また、沖縄においても、すぐれてそれしかないわけでありまして。これは、どんなに競争力がなくても残さなければならぬ。

そして、沖縄と北海道の砂糖の国内生産をすることによって、日本の砂糖、甘味に関する自給率を三五%前後確保していくことは、これからの世界的な砂糖、そういう甘味に関する資源問題から考えて当然強化していくべきだし、また、それをつくっている側の人は、それに対して責任を果たして効率化していくことは当然だと私は思っております。

どうか皆さん方、甘いものに対する理解が案外ないわけでありまして、中国の方が今とっている砂糖は一年間に九キロであります。日本人は十九キロであります。ヨーロッパ人は四十キロ。そういう状況にありますが、中国人は、コーヒをこれから飲みますと、どんどん砂糖を使ってくる。そうしますと、砂糖の原料が世界的になくなっていくわけでありまして。

かつまた、エタノールという新たな展開で、油にかかわる資源、環境資源として使われてくるわけでありまして、砂糖だけではなくて、トウモロコシを含めて非常に重要な問題になってくると思っております。そういう点について、法改正を契機にして、今後とも国民の皆さん方に問題を提起していただいて、真剣に討議していただくことをお願い申し上げます。

したがって、こういうような制度を維持するということの中におきましては、財源の負担をどうしていくかということが重要な問題だと思っております。

最初に申し上げましたように、現実段階として、九百億円の財源を、我々砂糖メーカーが八〇%、これを消費者にお願いして、市場原理が厳しい中でその徴収をいたしているわけでありまして。これは、国民の皆さん方がほとんどわかっている事実であります。しかし、これを我々は責任を持ってやっていくか、それではないし、その責任を履行することによって、企業としての社会的責

任を果たし、日本の農業を維持し、そして国の負担を減らしていく、こういうものになるのではないかと私は思います。

しかしながら、この財源の負担という仕組みが、今後ともあらゆる面で公平でなければならないというのが私どもの考え方でありまして。どうか皆さん方におかれまして、委員の皆さんにおかれまして、その辺について、国がどう負担すべきなのか、あるいは我々消費者がどう負担すべきなのか、こういう問題を、今後の法律改正とともに、十分審議されて、全体が納得いくような運営をお願いしたいと思います。

その面では、加糖調製品という、砂糖が八三%で残りがでん粉とかあんことか、こういうものに対して、なるべく早く均衡がとれるような、国際的な交渉の中においては大変重要な問題であります。この加糖調製品という四十万トンのものに対して、公平な税制、公平な仕組みの確立を与野党の先生方をお願いしたいと思います。

そのことがなければ、北海道、沖縄、鹿児島における国内の砂糖生産についても、あるいはその他の農産物についても、いろいろ問題は出てくるのではないかと思っております。どうかそういう点を十分御理解願ひたいと思っております。

また、その中で、先ほど私が申し上げましたエタノールの問題でございますが、この問題については先生方も十分熟知されておられると思っておりますが、ブラジルにおけるエタノールの生産というのは、砂糖の原料として売った方がいいのか、あるいはエタノールとして売った方がいいのか、それは生産者があらゆる形から選別いたしまして生産を変えているわけでありまして。

現実段階といたしまして、ブラジルにおきますエタノールの生産コストは、油の値段と比較いたしますと、大体三十ドルであります。現実、石油の値段は七十ドルから六十ドルであります。この石油の値段が四十ドル前後に下がってこない限り、エタノールの生産は、トウモロコシを含め

て、今後大きな形で展開してくるのではないかと
思います。そのことが、世界的な需給の逼迫を来
す。

そういう面では、このエタノール問題は、環境
の問題として大変重要でございします。この問題を
やはり今後とも十分御審議願ひまして、また沖
縄、鹿児島においてはサトウキビをつくっている
わけでありまして、これを有効な形で付加価値
をつける。このためには、政府あるいは皆さん方
が、委員の方々が、沖縄、鹿児島においてエタ
ノールをどうやってつくって、環境問題にサトウ
キビを活用していくのか、そして、沖縄、鹿児島
における特殊地域の問題についてどういう形で対
応していくか、これを今後とも、この法律改正と
ともに御審議されることを心からお願ひ申し上げ
る次第であります。

また、砂糖については言われなき中傷がござい
まして、お砂糖を食べると太る、あるいはお砂糖
を食べるから生活習慣病になる、あるいはそうい
うことが言われております。これは間違いであり
ます。私も何年間もこれをやっておりますが、お
砂糖ほど脳にすぐれたカロリーはないわけであり
ます。

このことは、言うなれば、これからは首から上
のカロリーが大変重要であります。砂糖だけは食
べてから十分間で脳に行くわけでありまして、三時
のお菓子の需要もほとんど減っております。三時
のおやつにお菓子を食べる、そのことによつてお母
さん方と子供たちの対話が出る、そのことによつ
て犯罪がなくなる。やはりお砂糖というものは、
脳にいいとともに家庭にすばらしい製品でありま
す。この誤解というものを解いております。

御存じのように、砂糖については、先ほど申し
上げましたように、三百万トンが二百万トンに
なったわけでありまして、糖尿病の患者につきま
しては、現実段階として千六百万人になっているわ
けであります。どうして砂糖が百万トン減ってい
て、何で糖尿病と因果関係があるのか、私にとつ
ては理解できないわけでございますから、どうか

ひとつ、お砂糖をどんどん食べるように、先生方
も教育の中でアビールしていただくことを願ひ
したいと思ひます。

最後に私が申し上げたいことは、私は昔、マル
ハ大洋漁業という会社におりまして、南大洋に四
回参りました。そして、その中で、北海道におい
てもそうでございますが、経済専管水域二百海里
という問題が出てきたわけでありまして、

その中で、日本の漁業はあらゆる外国に移管い
たしまして、そこで開発する、そしてそれを日本
に持つてくるという形にしたわけでありまして。現
実、二百海里ができて、日本の漁業は崩壊の
状態にあります。これは外国資本にすべてを握ら
れてしまったわけでありまして。御存じのように、
カナダあるいはアラスカ海岸でとれますスケウ
ダラはすべてアメリカに占有されてしまったわけ
であります。

そういう面では、砂糖なり国内生産をやめてし
まう、やめるといふことはどういふことを招くの
か。

それからもう一つは、中国とかインドとか、い
ろいろな国で食料の生産を移管しておりますが、
そのことは、中国に支配権を奪われるということ
は、日本の食物がなくなってしまう、高いものを
買わなきゃいけない。これは、私は、二百海里の
経済水域の設定の問題で痛感をしてまいりまし
た。

皆さん方におかれまして、この資源問題、二
百海里も同じだと思ひます、どうかそういう点に
ついて、大局的な見地から、今後ともいろいろの
面で御議論願ひて、日本の農産物は金をかけても
残すんだ、自給率を確保するんだということ、
今後とも政策を推進されることを願ひいたしま
して、私の公述人としての話を終了したいと思ひ
ます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○稲葉委員長 ありがとうございます。

次に、吉野公述人にお願ひいたします。

○吉野公述人 おはようございます。

私は、九州は玄海の島で、人口三万二千人、そ
の中で四千人の組合員を抱えております組合長を
しております吉野でございます。

本日は、私も農業をしております、農家の立
場あるいは農業を守る組合長としての立場で意見
を述べさせていただきますように思っております。

まず、今回の経営所得安定対策大綱の中の「基
本認識」にこのように書いてございます。ちよつ
と読ませていただきますと思いますが、「この今
回の政策改革は、農業従事者の減少・高齢化、耕
作放棄地の増大など我が国農業・農村が危機的状
況にある」というように書かれております。

危機的にまでなつておるのかどうかわかりませ
んが、それに近い状況にあるかというように思つ
ております。ただ、これは農家が好んでそうなつ
たのではないだろうというように思っております。

一生懸命頑張つて農業をしておりますが、農
業だけで飯が食えない、こういう状況にあり、結
果として危機的な状況が生まれておる、このよう
に認識をしております。家業である農業をでき
たら子供に継がせたい、継いでもらいたい、そうい
う気持ちで農家はいる。ひがんだらえ方かもしれ
ませんが、全責任が農家にあるというよう
に書いてあるように感じて、少し残念に思つて
おるところでございます。

さて、私の意見を少し理解していただくため
に、私の島の農業形態を若干おつなぎをさせてい
ただきたいというように思っております。

私のところは、米、畜産を主体にした典型的な
土地利用型の農業を展開しております。まこと
に零細規模でありまして、水田が六十アール、
畑は三十アール、繁殖牛が六頭程度の規模の農家
が多数を占めております。現在、認定農業者が二
百二十四名ということで、この認定農業者を中心
に園芸、葉たばこ、畜産において担い手農家が
育つてきておるということも事実でございます。
ただ、大半は米、麦、大豆、和牛を複合的に組
み合わせた兼業農家でございます。特に、畜産が

農畜産物の販売高の六割を占めておりまして、千
二百戸の農家が畜産を営んでおります。その数七
千頭の繁殖母牛がおりますが、まことに零細であ
りまして、一頭から四頭飼いの飼育農家が千二百
戸のうちの六割、七百七十戸ぐらい占めておりま
して、その六割で頭数的には二七％ということ
で、まことに高齢化、小規模の畜産農家で成り
立っておりますという現状であります。

さて、今回の品目横断的経営安定対策でござい
ますが、対象者を全農家から担い手に絞るといふ
ことが明記をしております。壱岐でも、現状、
担い手農家は育成をされておりますし、今後もち
ういうことで育つてくるかもしれないが、結果
としては、多くの兼業農家の切り捨てになるとい
うように認識をしております。地域社会の崩壊に
これがつながってくるのではないかと、ということ
で、非常に心配をしておりますのが現実でござ
います。

北海道を除いて、多くの農村社会は結い社会で
ございます。助け合いで成り立っておりますというよ
うに認識をしております。一戸の専業農家、担
い手農家だけでは村の形成は成り立っていない
ということでありまして、専業農家の周りに兼
業農家を取り巻いて、そして村社会を築いてい
く、今後ともこういう社会が私は望ましいのでは
ないだろうかというように認識をしております。

今回、担い手農家が四ヘクタールという面積要
件が出ておりますけれども、兼業農家の土地を集
めないで四ヘクタールの担い手農家は育成できな
いということになりますと、非常に問題点が出て
くるのではなからうかというように思っております。

我が長崎県は離島を多く抱えておりまして、そ
の中で壱岐は土地条件は非常に恵まれておるとい
うようには認識をしておりますが、それでも中山
間、棚田、まだ未整備地区の水田、畑等もござい
まして、非常に土地が荒れていっておるといふの
が現実でございます。農協もできるだけ土地を荒
らさないという観点から、担い手農家等に土地の

あつせんをしておりますが、条件のいいところは借り手がございりますが、条件が悪いところは借り手がないというのが現実の問題でございます。

そういう中で、農協も、地域の農業を何とかしなければいけないということで、いろいろの取り組みを行っておりますが、二、三紹介をさせていただきますように思っております。

私の農協では、農地保有合理化事業をやっております。それから、農協有のリース牛舎、リースハウス事業をやっております。それから、農協単独で農家に月十五万円の支援をして一年間研修をさせる新規就農支援事業というのを行っております。それから、農作業ヘルパー事業、これは百名ぐらい農家を登録して、担い手農家に労働力の不足したときにあつせんする事業をやっております。これは非常に効果が上がっておりますように思っております。さらに、借り手のない農地をどうするか、あるいは雇用の創設をどうするか。沓岐も離島振興法でかなり公共事業がございましたが、かなり減っております。働く場がなくなっております。その余った労働力をどう有効に使うのかというところで、二年前に農協の一〇〇%出資で農業生産法人アグリランドいきというのを立ち上げて、農業経営に農協みずから取り組んでおります。

これらの事業は、やはり担い手の育成を主体に置いて、先ほど言いました兼業農家とともに成り立っている地域社会がないかということで現在取り組みをしております。

次に、食料自給率の向上について、一点述べさせていただきますように思っております。昨年十一月に、長崎県の後援を受けて、JAGループ、NHK、長崎新聞社合同でなごさき実りの感謝祭というものを開催いたしました。その中で消費者の方々にアンケート調査をしたわけですが、日本の食料自給率は現在四〇%であります。これについてどう思いますかという設問をいたしました。七六%の人が高める必要があるという御回答をいただいております。では、何%ぐら

いに高めた方がいいのかという問いには、わからないと答えた人が五五%でした。そして、実際に、数字的には六〇%という答えが一七%で一番多うございました。次に、七〇%、八〇%がそれぞれ一〇%、自給率五〇%と答えた人が六%という結果で、意外と消費者の方は、自給率を高い数字を求めているんだということを認識いたしました。

私は、一気にはならないと思いますが、今の四〇%を、当面目標として五〇%はやはり確保すべきじゃないだろうかというように思っております。今回の施策は価格補償の恩恵を受けない兼業農家等の経営縮小あるいは離農につながる危険性が非常にあるということで、結果的には、自給率は四〇%を超えるところか低下する危険性があるんではなからうかというように認識をいたしております。

特に今回は、担い手が規模を拡大するとか、あるいは新規に農業をやろうとか、そういう過去に実績を持たない方々の補償がないということでございまして、今後、やはりこれらについて何らかの対策を講じていく必要があるんじゃないだろうかというように思っております。ぜひ自給率が上がるように別途対策を講じていただきたい、このように思っております。

全国農業会議所が発行しております全国農業新聞というものがございまして。去年末だったと思いますが、ここに新聞を持っておりまして、G10の盟友、「スイス農業のいま」ということで、直接所得補償制度の内容が四回にわたって連載をされました。私も非常に興味がありましたので、そのことは記憶にあります。ちょっと内容を説明させていただきますように思っております。

スイスの直接支払いの歴史は五十年の歴史があるというように書いてありました。これは、面積に応じて支払われる一般型プラス条件不利地域加算プラス環境配慮加算、この三つの要件があるもので、一例として、標高千五百メートルの山岳で十二頭の乳牛を飼育するクレーン牧場が年間に国

から受ける金額が五百三十万円ということを明記してありました。十二頭で五百三十万円、日本ではちよつと考えにくいような直接支払いがされておるといことが書いてありました。スイス国内の農家が年間に受けるこの補助が、平均、平地部で三百八十万円、山間部で五百五十万円というように書いてありました。スイス国民の一人当たり所得の四百四十万円から比較して、農業者がいかに国民の同意を得て所得補償を国から受けておるかという事例が出ておりました。私もスイスは山ばかりという印象がありますけれども、この山ばかりのスイスで自給率が五五%になっておるといことは、この所得補償制度のたまものかなというように理解をしております。

アメリカでもEU諸国でも、農家所得の約五〇%を所得直接補償あるいは助成金で賄われておるといように聞いておりました。平成十六年度の米の所得で三万四千六百二十九円と出ております。小麦で一万五千八百二十二円ということになっておりますが、四町歩に米、麦を全部二毛作したときに、所得は二百万円にしかなりません。これでは農家は生活できないわけでありまして、土地利用型の米、麦で生活をするということになれば、少なくとも十町歩の面積は確保せねばいかぬ、こういう実態が出てくるというように認識をしております。

おいしいお米がお茶わん一杯五十円という米の値段は、私は安いというように思っております。米を初め、麦、大豆の価格は安過ぎるんじゃないかというように認識をしております。農業の持つ多面的機能を評価していただいて、もう少し、農家が安心して、そして農業が続けられる今回の所得安定対策にしたい、こういうことを思っております。

それと、集落営農について若干触れさせていたきたいと思います。今回は、認定農業者あるいは特定農業団体ということで明記をしております。今私のところでも、できるだけこの認定農業者なり特定農業団体

をやつていこうということで進めてはおりますが、何せ小さい面積でございまして、認定農業者を集落から外しますと、残った農家だけでは二十町歩の面積の確保は到底難しいという状況でございます。したがって、幾つかの集落を合わせて二十町歩に持つていくという方法がございまして、余り多くなりまして、やはりまとまりにくくなるということもありますし、あるいはまとめるために認定農業者に貸しておる土地を戻してもらおう、要するに貸しはがしという問題が現実に出てくるんじゃないだろうか、このように考えておりました。仮にできたとしても、今言いました貸しはがし等の問題が出てきて、非常に難しいなというように思っております。

したがって、私のところは、認定農業者を含めて営農集落、特定農業団体をつくらうということで今進んでおまして、既に四団体できております。今後二十ぐらい、今年度中につくっていくかということで進めておるとい状況でございます。そういうことを申し上げておきたいというように思っております。

ただ、先ほど言いますように、新たな面積の増加が認められておりませんので、私のところは、今、麦と大豆が今回の品目に該当すると思っております。麦で七割、大豆で四割ぐらいしか恩恵を受けないというように推計をしております。したがって、今の面積から減りますので自給率は低下する方向に行くんじゃないか、このような心配をしております。

最後に、食の安全の面で少し意見を述べさせていただきます。農業の本来的な役割は、安心、安全な農産物の消費者への供給ということにあるというように思っております。国民の食の安心、安全への関心は年々高まっております。私たち農業者もそれにこたえる義務と責任があるというように認識をいたしております。

五月二十九日から、いよいよポジティブリスト制度がスタートいたします。現在、沓岐において

は、米で約六〇％、麦で八割、大豆の七〇％を無人防除ヘリで防除いたしておりますが、これが今後でなくなるだろうというように認識をしております。つい先般の農業新聞でも、ある地域ではことしから無人防除ヘリを中止したということが載っておりますけれども、せっかく高齢者も含めて防除体系が確立できておりますけれども、これができないというのが現実問題となってきたときには、かなり現場としては問題があるな、そしてコスト増につながる危険性があるというように認識をしております。

また、BSEの問題に若干触れさせてもらいたいと思いますが、全頭検査について、さきのアンケートでも、八三％の人が継続すべきというように答えてあります。まさかと思っておりました和牛のBSE患者が、実は、残念ながら私の宅岐で三月の十七日に確認をされました。非常に多くの皆さんに御迷惑をおかけいたしましたけれども、何とか全国の皆さんの支援で乗り切ることができました。

この中で、多くの消費者あるいはいろいろな皆さん方からこういう意見をお聞かせいただきました。日本の和牛は全頭検査が徹底されているので心配することはないよ、安心して牛肉を食べるから頑張りたい、こういう多くの激励をいただきました。結果として、過去最高の一頭当たり五十五万という、過去にない価格を記録させていただきました。

そういうことを踏まえて、BSE全頭検査は国の責任においてどうぞ今後とも継続をしていってほしいし、アメリカに対しても毅然とした態度で輸入交渉に当たってもらいたいということを願っております。

宅岐は農業、漁業という島でございますが、そのほかに、実はもう二つほど産業がございます。それは観光産業でございます。約百億でございます。それと、最近しゅうちゅうブームで、しゅうちゅうが三十億という産業まで発展をしております。大分県の前の平松知事だったというよう

に認識をしておりますが、山は海の恋人であるという表現をされました。農家が田や畑や山を守ることが海を守ることにつながり、美しい海の幸、山の幸を求めて観光客が宅岐に来ていただいております。山だろろうというように思っております。したがって、やはり我々は、野山を守り、海を守る義務があるだろうというように認識をしております。そういう意味で、農業を今後とも大切に守っていかなければいけない責任があるだろうというように思っております。

先ほど言いましたように、宅岐は麦しゅうちゅうの発祥の地として認定をいただき、かなり消費が伸びてきております。したがって、地産地消という意味で、地元のをしゅうちゅうメーカーと契約をして、原料大麦を地元で生産しようということと今取り組みをしておりますが、残念ながら、需要量の約一割しかまだ生産できておりません。これを将来的には一〇〇％地元で生産しようということと今進んでおりますけれども、今回の要件では、新たな面積については品目横断的な恩恵がない、つくっても採算が合わないということになれば、これ以上の拡大はできないということになりますので、何とか、やはり一〇〇％を地元で供給できる施策の拡充なり、あるいはこれにかわる施策をぜひ講じていただきたいというように思っております。

今、田植えの真つ最中でございますけれども、麦の穂が風に揺れてなびいておる風景は、何とも言えない、心がいやされる気持ちでございます。そういう意味で、今後ともそれぞれの地域で心豊かに農業が続けられますように、今回の施策がぜひ農家にとって有意義なものになりますようにお願いをいたしまして、私の意見とさせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）

○稲葉委員長 ありがとうございます。

次に、林公述人をお願いいたします。

○林公述人 おはようございます。本日、このような委員会におきまして公述させ

ていただく機会をいただきましたことを、稲葉委員長初めとします委員の先生方に心より御礼申し上げます。

私は、今回問題になっております法律の中で、実は、砂糖につきましては、農林水産省の中に設けられました砂糖及びでん粉に関する検討会の座長をやっておりますけれども、これは先ほど久野公述人が述べられましたので、私がきょうお話しすることは、むしろそれ以外の、担い手に対する経営安定等について意見を述べさせていただきますというふうに思います。

まず、このような法律を御審議いただきますことは大変ありがたいことでございまして、過去三十年で六百万人という人たちが人口非密集地帯、つまり農村でありますけれども、そこから消失してしまつたという現実、あるいは、先生方よく御存じのように、耕作放棄地がすごい勢いで増加している、あるいは、地球十周分に当たる四十万キロの農業用水、これは疎水と呼ばれてまして、生活用水にもなっておりますけれども、我が国だけで地球十周分の四十万キロを維持してまいりました。この保守管理が崩壊寸前までに疲弊している、そういった農村の現実を見ますと、これを活性化していただくために大変重要で、かつ緊急を要する案件というふうに考えております。

ここで御審議されております法律についての私の意見を申し上げますが、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案等は、昨年十月に政府・与党が取りまとめられた新たな経営所得安定対策等大綱に基づいたものであります。この大綱そのものは、平成十一年に制定された食料・農業・農村基本法、これに基づいて立てられた昨年三月の基本計画、ここには品目横断的経営安定対策というものがございまして、この延長線上にあるというふうに考えております。たまた、きのうきょう考えられた話ではない。ただ、私から見ますと、もう少し速いスピードでやっていた方がいいのか。この農村の現状を見ますと、いろいろ心配されていることはわかりま

す。私もここできょう申し上げますが、そういう問題があります。早く手を打たないとこの現状を一日も早く救うことができないという意味で、ぜひとも早い御審議をお願い申し上げます。

まず、この法律は、これまで全農家を対象としてきた、品目ごとの価格に着目して講じてきた対策でありますけれども、これを担い手に対象を絞って経営全体に着目した対策に転換する、これが恐らく一番御審議されている中心的な課題ではないか、こういうふうに変換することによって、残念ながらこれまで減少してきた農業の担い手、これを育成そして確保するということを御審議されているんだというふうに私は理解しております。

また、ここで、担い手ということにつきましては、既にある程度の安定的な農業経営を達成しておられる農業者だけでなく、それを目指して努力している農業者、これは後でお話しいたしますが、また先ほど吉野公述人からもお話がありました、集落営農という形できめ細かく配慮しているということだろうと私は理解しておりますが、こういう二種類の農業者あるいは農業団体を重点的に支援することによって足腰の強い日本農業を構築しようという御審議されていると理解しております。

問題は、先ほどからも申し上げていきますように、農業者を担い手と非担い手、こういう言い方が正しいかどうかわかりませんが、こういう形に差異化する、区別するということが適当かどうか、その前者を支援することによって本当に足腰の強い農業を構築することができるかということでありまして、私は、結論から先に申し上げますと、現時点でそれ以外の方法は考えられない。これをどうやって細かい施策で生かしていくか、これは今後の問題であります。農業に限らず多くの生産活動といえますのは、中核的な生産者とそれを穏やかに取り巻く非中核的な生産者の重層構造によって成り立っているのが普通

でございます。それぞれの生産活動を守り、発展させるための新しい技術革新、新しい経営形態、いろいろな新しい動きにつきましては、主として余裕のある中核的な生産者によって開発普及され、それを取り巻く非中核的な生産者というのは、多くの場合、その受益者になることが多いということがございます。

したがって、足腰の強い農業を構築しようとするならば、まず、農業の中核的な推進者である二つの、認定農業者と、それから小さいけれども一緒に頑張って頑張っているという集落営農、こういった二種類の担い手を特定して、彼らを重点的に支援することが必要であるというふうに考えております。こうした支援によって生ずる利益といえますが、恩恵は、中核的な生産者だけではなく、非中核的な生産者、ひいては消費者に還元される、国民全体の利益につながるというふうに考えております。

ただ、これは、後からも申し上げますが、非常に注意深い、きめ細やかな施策が必要とされることであるというふうに思います。特に、この法律案で指定されている農業者につきましては私は頑張ってもらえるというふうに考えておりますけれども、非常に小規模な農業者が集落営農として法人化される、これがうまくいくかどうかということでもあります。

これが一歩うまくいけば、もしというが、必ずうまくいくことを願っておりますけれども、これが達成できれば、私は、日本はやはりアメリカ、オーストラリアのような国とは違う、例えば、農村に行くと地平線が見える、そしてそこに本当に農家があるかないかわからない程度の農家しかない、こういう農業、農村の景観では日本はないと思うんですね。中核的な農業者というのは既にある程度の力を持ってやっておられると同時に、集落営農の形で営む、そういう人たちがいないと日本の農業の景観というのは達成できないというふうに考えています。景観だけではなくて農業その

ものが、日本の場合、地理的な条件からそういうふうな形が歴史的にも達成されてきましたし、今後とも、もちろん変化はありますが、やはり基本はそれになるんじゃないか。

この人たちが両者が、二種類の農業者、農業団体が担い手として確保され、それによってまず農業の担い手確保が達成されると同時に、品目横断的な経営安定対策の支援を受けて生産活動を向上させる。これは、げたを履かせる、あるいは、ならすというふうな表現でわかりやすく呼ばれているものでありますけれども、これができるならば、例えば、特に集落営農組織が中心となって、水路の江ざらいあるいは施設の点検整備など、現在深刻化しているそういう問題、農業用水等の保守管理が可能となるんじゃないかというふうに考えております。

特にこの品目横断的な経営安定対策は、日本とは生産条件が異なる海外から安い農産物が無秩序に流入する、これは当然のことながら農業の担い手を育成、確保する上で大きな阻害要因になるという認識を持って議論をされているというふうに私は理解しています。そのために、諸外国との生産条件格差を是正する、また、農業者の努力ではないかんともしたい、例えば天候等の要因、どうしても土地利用型農業というのは自然要因に大きく左右されるところがございますので、そういうことによって生じる収入の変動等、これを緩和するためにいろいろなきめ細やかなことを考えておられるというふうに理解しています。それによって、農業所得依存度が高い担い手が困窮するような事態を招かないよう、これをぜひとも配慮いただきたいというふうに思います。

こういうふうな施策を今考えておられるということは、私にとりましては非常に歓迎されるべきことであります。スポーツにいたしましても、それから私も大学でやっております入学試験にいたしましても、公平さが要求される事柄というのはすべて、競争条件を整えることによってのみ公平な競争が担保される、これはもう当然のことです。

あります。WTOなど農業に関する国際会議において、我が国が先頭に立って、真の公平さとは何かを訴えることは極めて重要であります。私の友人でありますレスター・ブラウン氏は、食料自給率の低さから日本が防衛的な意味で、安全保障の意味で食料自給率を高める責任がある、私もし農林水産大臣だったら、そう国際会議で言うというのを彼は言っておられますけれども、これについてはまさにそのとおりだというふうに思います。

しかしながら、そうはいえ、我が国を取り巻く国際的な環境は、決して直ちに解決できるというような状況にはございませんので、同時に、日本の農業の担い手たちが国際的な場である程度の競争を行える条件を整えるために、彼らに適切で効果的な具体的支援をすぐさま行うということは必要でありますし、またそのために、品目横断的な経営安定対策が有効な役割を發揮することを心から期待しております。

先ほどからも繰り返し申し上げておりますように、既に安定的な農業経営を達成している農業者だけでなく、小規模で、しかし一つの集落営農という形でやっているという人たちが、この人たちがどうやって本当に全国津々浦々まで組織できるのか。

お聞きしておりますところによりますと、こういったことについて予備的なお話を、農林水産省として各地で展開されているということをお聞きます。もう六千回の会議を地方でやっている。この六千回の説明というのは大変な実績ではありますけれども、それで本当に皆さんがわかったのかどうか、これはやはり検証の要があるというふうに思います。説明したということと理解したということとは違うこともありますので、これがスタートするときには、もっと多くの人たちがこの集落営農のやり方について理解し、それに心から喜んで入ってくれるというような仕組みをぜひとも打ち立てていただきたいというふうに思います。

そうすることが、これ以上の耕作放棄地が発生することを防止し、またその解消を目指すことになりまして、また、崩壊寸前の農地あるいは農業用水等の保守管理を速やかに健全化することができ、そういうふうな考えておりますので、どうか、慎重な御審議の上、一日も早く法律を成立させていただきたくお願い申し上げます。

また、今回の法律に先立って、昨年になりますでしょうか、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律改正が行われ、そこで、従来の農業者だけではなくて、新規参入者を積極的に視野に入れた活動を現在展開されておられるわけですが、私の手元に、ことしの三月十六日、農林水産省の経営局がプレスリリースしたものがございまして、幸いなことに、百五十六法人が今参入してきている。このほか、五十の法人が市町村に対して具体的に参入希望を表明している。合わせて二百を超えるわけですが、やはりこれは、何としても短期間のうちに五百を超える程度までにやっていただきたい。

五百を超えるというのは非常に重要であります。五百というのは、各都道府県に大体十個あるというところで、お祭りなんか、各都道府県に十個、全国で五百ありますと、結構にぎやかな形になりますので、二百にとどまらず五百程度をぜひとも目指していただきたい。

ここで見ますと、現在、百五十六の参入法人のうち、建設業が五十七。これは、恐らく新しい参入者は非常に大きなところで農業をじゅうりんするような形で入ってくるんじゃないかと、その参入を危険視されていた方も国民の中には多くおられたというふうに思います。私も危惧していた者の一人でありますけれども。聞きますと、この五十七の建設業は、地域に根差したような建設業で、なおかつ、先ほどからお話がありますように、なかなか農業だけでは食べていけないというところがありますので、建設業と農業とを兼ねながらやっているというところが多い。それ

から食品会社、これも地域に根差した食品会社ですが、これが四十一、その他五十八ということ、スタートしてまだ一年になりませんが、非常に順調に、特に大きな問題を起しているところは一件もないことですので、こういうことがもつともっと速やかに全国展開されることを願っております。

最後に、食料自給率のことについて少し申し上げたいと思いますが、エネルギーベースで四〇％、これを何としても一％でも二％でも着実に上げていく努力をするための細かい施策を今後とも継続して行われるよう、心からお願いを申し上げます。

それと同時に、エネルギーベースだけではなくて、私は、価格ベースの自給率というのも今こどもう少し、余りこれまでそれを言うことはばかられるような雰囲気がありました、もつと価格ベースの自給率というものに注目してもいいのではないかと。

つまり、農業者が食べられるということは価格が高くなければ食べていけないわけで、幸いなことに、日本の価格ベースの自給率は七〇％ぐらいだと思えます。これを八〇％、九〇％になるくらいまで、日本の農産物は安心、安全でとてもおいしいんだということになって、消費者がそれを高くても買うというようになること。

つい先日、私は雑談で、コーセーという化粧品会社の会長の小林さんという方とお話していただきましたが、最近では農業もちょっと化粧品に似てきたところがあって、好ましいと思っています。化粧品というのは、百元化粧品から一万円化粧品まで百倍の価格差がある。材料的に見ると、私は科学者ですから言いますけれども、それほど材料は変わらないだろう。もちろんいろいろ細かいところは工夫されていると思いますけれども、基本は水とグリセリンであります。それが百元から一万円の差がある。

では、農産物生産物の場合どういふものがあるか。一番高いのは、高級な飲み屋になりますと、

一合四千円ぐらいで売っているお酒、それから、一合四百円ぐらいで飲めるもの、十倍ぐらいの価格差をお酒の場合は達成しておりますけれども、お米で十倍とか、ましてや百倍というのはないわけで、しかし、あつても私はおかしくはないと思う。そのくらい各地域の農産物がこれからももっとブランド化して、なせ化粧品は一万円で買えるのか。これはやはり信頼だと思えます。生産者が信頼されたら、消費者は買う。

ただ、私は、全部こういつたらいと申し上げているわけではなくて、やはり基本はエネルギーベース。基本は安くて優秀な農産物を提供するものが農業者の務めであり、また、それを政策として生かされるのは農林水産省を初めとする省庁であり、そのための法律を立法化されるのは国会でございますが、しかし、それと同時に、質ということに對してこれほど国民が注目した時代はありませんので、そのことも、一％でも二％でも高めるために、先生方の今後とも御尽力をお願い申し上げます。私の公述を終わります。

どうもありがとうございます。(拍手)
○稲葉委員長 ありがとうございます。

次に、山下公述人にお願いたします。

○山下公述人 山下でございます。

私は、農業の構造改革の方向がこれでいいのかどうかという点に疑問を持っている立場から、その一点について意見を申し上げたいと思っております。

自己紹介しますと、私は、佐賀県の唐津といまして、一番北の、町の端っこの方で百姓をやっています。二番目に意見を言われました吉野さんの吉野の島とは目と鼻の先でありまして、大地の上から吉野の島を眺めながら農業をやっています。

ちょうど今田植えの時期で、棚田が八割なものですから、ため池の水を落としまして、ずっと四十ヘクタールぐらいやっていくんですけれども、あしたぐらいまで田植えがかります。うちは水のかかりのいいところに田んぼがあるのですか

ら四日と五日で終わったんですが、川に軽トラツクを落とされている人がいまして、それを揚げる手伝いをしていたらぎっくり腰を起しまして、まだ引きずって姿勢が悪いのでお許し願いたいと思っております。

私の方は、今回の品目横断的経営安定対策は関係ありません、今のところ。今のところ関係ないというのは、将来これが米に入ってくるということになると、これはもう、それこそやわやわやの大騒ぎになると思うんですが、関係がないのは、麦も大豆もつくっている人がいないからです。ほとんど知りません。こういう法律ができていくことすら知らない実態であります。農協も動かないので、どうしているんだらうと思つて農協の営農企画担当に事情を聞きましたら、こういう形になっているんです。

私たちの農業は、ことしの四月に東北の四つの農協が合併しまして、正組合員が七千二百、農業の取扱高が二百七十五億で、これは県下で一番多いんだそうです。そのほかに、農協が取り扱わないもので葉たばこが百五十名で約二十億、それから直売所が十六ありまして、これもそれくらい。それから、生協と取引している人もいるし、商系の畜産もありますから、かなり農業の盛んなところだと言われているんです。

その実態、その構造はどういうことになっているのかといふと、田んぼが四千ヘクタールで、畑、果樹園で二千五百ですから、これを七千二百で単純に割りますと、一戸平均田んぼが五反五畝、畑が三反五畝、九反であります。そういうのをそういう人たちが支えているわけなんです。だから、本当にみんなが担い手という感じがでありまして、この農業を例えば半分の三千五百の組合員で支えられるかという、支えられませんか。まして三割の担い手でこれをやれるかという、全然やれないわけですね。では、四ヘクタール以上の耕作をしている人が何人いるかと農協に聞きましたら、五、六人いるみただと。面積の大きさには、ほとんどだれも興味も関心もないという

ところで農業をやっているわけですから。そういう立場から申し上げます。

つまり、今度の品目横断的経営安定対策をてこにして、農業構造、特に都府県の稲作の生産構造を変えていくとされているわけですから、その農業の構造改革のゴールはどこだということですね。

これは、いただいた資料の「法案の概要と論点」というものの二百三十七ページから始まっている項目で、農業構造改革の加速化、急いでやらなきゃならぬということが書いてあるわけですね。大事なところですから、私、読ませてもらいますけれども、二百三十八ページにこういうふう書いてあります。

「構造調整」とは、生産性の低い分野から、生産性の高い分野に資源(資金、労働力等)を移転させることを意味する。これを、農業分野に当てはめれば、兼業農家・副業的農家の農地等を、日本農業を担うべき農業者・農外からの参入企業に移転し、後者を農業労働力の雇用の受け皿とするというビジョンが描かれることとなると考えられる。」

これが今から進めていくという農業のゴール、到達点なわけですが、果たしてこれでいいのか。日本の風土あるいは地形、コミュニティ、すべてから判断して、この方向でいいのだろうか、これ以外に方向はないのだろうかということを考えるわけです。私は、この方向ではだめだと思つてます。この農政担当者もそれを感じているわけで、こういうふう書いてあるわけですね。「農業の構造改革」がなぜ必要なのか、十分な議論が求められるところである。もつとも議論してくれと言っているわけです。これいいとは思っていないわけですね。

今回の品目横断的経営対策の法目的の規定はどうなっているかという、こういうふう書いてあるんです。「農業構造を構成する個々の担い手に着目し、その農業経営の安定を図ることとしているものであり、必ずしも農業構造全体のあり方

ては変わりがないわけなので、そういった中で、加糖調製品の輸入増加は砂糖制度をいろいろな形で阻害していると思いますが、これについてはどうでしょうか。改めて御説明をいただきたいと思っています。

○久野公述人 お答えいたします。

北海道におけるてん菜糖につきましては、北海道経済におきまして重要な位置づけにあります。これをやることは、北海道経済に大変な打撃を与えるとともに、北海道の農産物全体のバランスが崩れるわけがあります。

私はメーカーの社長でありまして、本当は砂糖を自由化すべきだという立場に立たねばならないわけがあります。しかし、公平な考え方から申し上げますと、やはり日本の農業を維持していかなくさいけない、そのためには、その効率化を図り、その中でこの全体のバランスをとっていくべきである、こう考えております。

現実段階として、この交付金に基づいて、北海道のビート大根というのは助成を受け市場に出ているわけでありまして。しかし、この輸入糖がどんどん減ってきているわけでありまして。基本的に言いますと、現在、輸入糖というのが百三十万トンぐらいであります。百三十万トンの輸入糖に調整金が課せられ、そしてそれが全体に助成になっているわけでありまして。国の負担は一〇％ぐらいであります。

そこで、やはり北海道におけるてん菜糖については、あらゆる品種改良をし、農家の人も一生懸命努力してこまめ育成してきたわけでありまして。それから、これを今後とも維持していくことが私は重要だと思っております。

また、その中で、国際的に砂糖の原料価格が大幅に上がっております。これは避けられないと思います。もともと上がっておりますと、ビート大根、先ほど申し上げましたが、二・六倍ぐらい高いということですが、これが一・五倍ぐらいになるわけでありまして。そういう面で、全体の国際的な砂糖価格の上昇の中においては、こ

の北海道のてん菜を生産しながら、そしてその中で価格をなるべく、そういう努力をしていただいで効率化して、国民の皆さんに提供していくということが一番大事なことだと私は思っているということです。

そういう面で、我々メーカー側としては、こんな例はないのであります。砂糖業界が、我々メーカーが市場に対してその保護財源を集めているのは砂糖以外にないわけでありまして。国民の皆さんはそれを理解していないわけでありまして。そういう面では、我々が果たしている役割というものが日本の農業を守り自給率につながっている、それだけの販売努力をしているということでございます。その中で、北海道のてん菜についても、品種改良とかあらゆる面で努力をされております。

そういうことを御理解願うとともに、それともう一つは、果たしてこの八〇％という、我々がメーカー側として消費者に負担をお願いしている問題について、公平な透明性を持った仕組みにしていかなければ、国民の皆さん、消費者の皆さんが御理解できないんじゃないか。

あわせて、この加糖調製品、ソルビトール調製品とか、言うなればソルビトールが一七％で砂糖が八三％とか、こういうことでございますね。これについては、砂糖と同じ種類でございます。ですから、今、この加糖調製品というのが日本に四十万トン入ってくる。これが六十万トンになれば国内産糖に影響するわけですから、加糖調製品についても、北海道の農業経済を維持していくという立場に立てば、何らかの公平な仕組みを国として勇氣を持って対処してもらわねばならないときが来たんじゃないか。

今、加糖調製品というのは日本に四十万トン入ってきております。これが入ってこないと仮定しますと、年間で約百二十億ぐらいの調整金が入糖からふえるわけでありまして。その分が北海道の経済に行くわけですから、大きい問題だと思っております。

どうかその辺についての価格構成を御理解願います。

まして、ぜひとも、砂糖大根については一生懸命努力しておりますから、これについては今後の国際的な市場、砂糖の市場を含めまして、御理解を願えればありがたいと思っております。

以上でございます。

○飯島委員 ありがとうございます。

私自身も、北海道農業のバランスを欠いてはならないというふうに思います。

また、輸入品百三十万トンという膨大な数字、そしてまたメーカーが負担して販売努力をしてくださっているという砂糖ならではの特性について、やはり認識しながらやっていかなければならないということを感じております。

今のお答えと重複して大変恐縮なんですけれども、やはりこれからの日本農業においては、食の安全、安心を重視した生産を目指すということ、日本産ならではの農産品として輸入品との差別化を図ることができないかというふうな私自身は考えるのです。

砂糖は、現在、供給過剰という状況でございます。その背景には、さきにお話しございましたように、加糖調製品の問題、それから加糖あんに代表されるような海外からの加糖製品の影響が大変大きい。また、これら輸入品は原産国表示の義務もありませんので、そういった意味で、安心、安全の観点からは疑問が残るのではないかと、いうふうにご考えております。

日本人の食の安全の観点、またさらには日本農業を守る、北海道農業を守る、北海道農業だけ言っているわけではないですね、日本の農業を守るという視点で考えたときに、本当にこれから今後さまざまな政策を講じる必要があると思ひまして、その中で、今、久野様からお話をいただいたんですが、より具体的にはどうしたらよいとお考えでしょうか。

○久野公述人 残念ながら、この砂糖というのが無視されているわけですね。やはりもともと甘味に関する理解を国民の皆さん方にしていただかなきゃいけないと思っております。

最近では、先ほど申し上げましたように、砂糖を食べると太るよとか、砂糖は生活習慣病だ、こういうことでございます。これならば、明治三十四年から砂糖についてはこれだけの消費税がかかってきたわけですから、これは国家的に決して認めちゃいけないことだと思います。これは、体に害があるものを国が税金をたくさん取ってやっていたというところは、私は理解に苦しむわけでありまして。国際的にも、WHOでも、砂糖は安全だということとは明確になっております。

そして、砂糖は甘味だけじゃないんです。砂糖というのは自然の防腐剤なんです、はつきり申しまして。お菓子とかあるいは漬物に使っておりますのは、砂糖を入れることによって、カステラ内、お菓子の中に水が発生しますと、砂糖がそれを包んじやうんですね。そのことによって、三週間なり自然にもつわけであります。砂糖はすごい防腐剤なんです。甘味だけじゃないんです。先ほど化粧品の話が出ましたが、お砂糖はとにかく大変な保湿性を持っているわけでありまして。そのことによって腐敗を防止しているわけでありまして。

私は、横浜の市長さんにも前に申し上げましたが、横浜市民というのは三百五十万人おります。しかし、日本の政府の防災対策の中には、砂糖を防災対策として使えというものはないわけでありまして。私どもの工場は横浜にあります。二十トンありますと、この横浜市民が、砂糖をかじりながら二週間、地震あるいは防災の中でやっていけるということでありまして。

しかし、真夏に地震が起こりますと、実際問題として、今、冷凍、冷蔵の時代ですから、日本の冷蔵庫が全部とまっちゃいます。東京から横浜に約四百五十万トンの穀物が冷凍化されているわけなんです。この大都市に地震が来たら、そのときに何を食べたいかということになれば、砂糖以外にないんですね。登山等で遭難に遭ったときも砂糖を食べております。また、砂糖ほど安全な食品はないわけでありまして。最近、お菓子の需要もど

んどん減ってきました。私は全国和菓子振興会の会長をやっております。何とか皆さん方に、日本の伝統的な、心のふるさとである和菓子を食べていただきたいということをアピールしているわけであります。

そういうことを理解していただく国民的な土壤あるいは政治的な土壤の中で、やはり、この甘味資源を競争力がなくても競争力をつけながら守っていくことが、北海道経済なり、あるいは沖縄、鹿児島の特産地域におけるサトウキビというのが、そこで、沖縄、鹿児島の離島の人も安心して、それが採算がとれなくても一生懸命努力しながら、それは担い手が少なくなっていることは事実であります。そういう点に、具体的な政策をやっていくことが重要だと私は思います。

私も何回も聞きました。もう沖縄、鹿児島でサトウキビはつくるべきじゃない。それでは、実際問題として、離島で何かつくる農産物があるのか、沖縄でつくる農産物があるかということになれば、ないわけでありまして、ただ、それについては、ある程度の経済性を、マインドを、つくっている人にもやはりきちんと調整しながら、その中で公平なバランスのとれた仕組みをつくっていくかならない。

私の方は、三分の二は外国から砂糖の原料を輸入し、三分の一を国産糖で賄っている。そして、その財源をなるべく透明で公平にしていこうと、この甘味資源を日本で守るものになると思います。

私は、甘いものがなければ、脳が動かないわけですから、本当に日本は減びてしまふんじゃないか、こう思っております。

どうかよろしくお願いします。

○飯島委員 ありがとうございます。
以前、私は病院勤務もしておったんですが、こんなに大きなリンド液を点滴で体に入れるよりも、口からおまんじゅうを一個食べた方がどれほど価値があるかということを現場の中で見てまいりました。そういう意味でも、やはり砂糖という

ものの重要性ということとは十分に理解しております。これをさらに広げていく努力が必要なんだと思います。

また、お話にありましたように、競争力をつけていくということが一つのキーワードになるかと思うのですが、ここで、ちょっと幾つか地元の取り組みについて御相談させていただきたいと思えます。

諸外国との生産条件格差を是正するための対策とかでん業の過去実績についての話になるわけなんですけれども、地元のてん業農家においては、現在、産糖量の取引に移行しております。糖分の高いてん菜の生産を行うということで、生産者の方が取り組んでおられます。過去実績の算定に当たっては、産糖量を基本とした算定を行うべきという考え方もあるのですが、それについてはいかがでしょうか。

○久野公述人 お答えしたいと思います。

これは、糖度のいいものをつくるように、てん菜についてもサトウキビについても求められ、いいものをつくってきているわけでありまして。てん菜も非常に質がよくなっている。糖度がよければ、それだけ製品としてもいいものが出てくるというところがございます。この辺については、北海道におけるビート農家につきましても最大限の努力をしてきているんじゃないか。

したがって、今後は、やはり糖度をもっともって上げていただく。しかし、これは天候によって糖度が低かったりいろいろするわけでありまして。かつまた、その中で、北海道のてん菜については、いろいろと気象条件がありますから、増産するときに減産する時があるわけでありまして。私は、そういう面では、北海道の経済全体、今中心になっているのはこのてん菜糖だと思えます。したがって、増産になったら、それをやはり国で備蓄していくような政策を展開していくべきだ、こう思っております。もちろん、備蓄コストがかかるとは事実であります。それぐらいはやはり国の方で助成していただいて、やはり北海道全体

の農業経済があるいは北海道全体の経済が円滑に動くようにすべきだ、そういうことでございませう。

ですから、糖度がどんな点で上がったか。ただ、てん菜糖についても、相当程度工場を合理化してまいっております。あるいは、そういう面で工場を集約化している、あるいは今そういう途中にあります。最大限努力しております。

その中で、農家との連動があれば、もったいい品物ができて、現実には、もう本場にサトウキビの原料と変わらないようなてん菜の砂糖が出てきているわけですから、これは喜ばしいことだ、こう思っていることでもあります。これは自信を持ってやってもらわねばならないことだと思えます。

よろしくお願いたします。

○飯島委員 どうもありがとうございます。

私の事務所では、おいでくださったお客様に、できるだけ地元のブランドを知ってもらいたいというところで、地元の特産品をお出しするようにしております。例えば、コーヒーをお出した場合には、スティックシュガーは、北海道のてん菜、ビートのスティックシュガーを使っているんです。

久野様のお立場で、改めてお尋ねしたいんですが、今うちの事務所ですべて使っているのは、日本甜菜製糖株式会社とか、あと日本ビート糖業協会のものなんですけれども、ただ、少し残念だなと思うのは、パッケージデザインにポケットシュガーというふう書いてあるだけのものがとても多いんです。北海道産ビート糖と書いてくれていると非常にわかりやすいんですけども、一見すると普通のポケットシュガーで、その地域のものである、あるいは国産品であるということがわからない状況のものが多くて、そういった部分で残念だなというのを少し感じております。

それで、砂糖の必要性、砂糖の普及、国産品がこれだけ努力して、先ほどお話しいただきましたように、

ように、努力しているものができ上がってきているということ。これをさらに広げていくためには、国内産のものであるということ、あるいはどこで産品のものであるということ、ビートであるあるいはサトウキビである、そういった表示がきちんとされて、消費者の方にわかりやすい形で消費してもらうことが、また何がしかの効果を生み出すのではないかとと思うのですが、その辺についての取り組みはいかがでしょうか。

○久野公述人 今先生のお話は、生活者の立場に立てた、かつまた、北海道のそういう品目について、そういうようなビート砂糖とは何だろう、大体ビート、てん菜糖とは何だろう。それは大多数の国民の皆さんが知らないと思えます。したがって、それは、北海道でつくられるてん菜糖について、やはりそういうような商品の紹介なりをもっと徹底的にやらなきゃいけないときが来たと思います。

そして、残念なことには、御存じのように、先生方もそうでしょうが、三グラムの砂糖なんです。ね、あれは。昔は六グラムなり八グラムありました。小さくなっちゃっているんですね。砂糖は害があるからと。とんでもない話だと思えます。これはもう全く害がないわけで、本当は、三十グラムや二十グラムぐらいのシュガーをつくりまして、それをコーヒー一杯に入れていくということではいけない、そう思っております。

ですから、やはりてん菜糖についても全く国民の理解がない、消費者の理解がない。だから、先生の事務所にあるものについても、てん菜糖という、てん菜はこういう形でできるんだととってブランドを提供しなきゃいけないと思えます。

きょうは、砂糖の宣伝の本を置いてあります。私は、幼稚園から全体に対して、絵本で、お砂糖というのはいくつあるの、絵本で、そして、どういう形でつくっているのか、国際的にどうなのかということ。子供たち、お母さんが初めてそれを理解するというところであります。

それで、早速お聞きしたいと思いますが、吉野公述人にお聞きしたいと思っております。

何遍読み返しても頭が悪いせいかよく理解ができなくておるわけですが、今のやり方では、麦、大豆については、これ以上の面積はふえない、した

いくことで非常にいい法案だ、それはわかるんですが、それを取り巻く小さな農家、それはすべて集落営農で救われるんだ、そのような言

のときそのときで一生懸命お考えになられて立法
化されたものだということふうに理解しているん
ですが、現在の農業を見ている限り、必ずしもうまく

いかなかった。

それは、これまでの法律のつくり方が悪かったということよりも、想像した以上のことがやはり起こるということで、今政府・与党が出されておりますこの法律についても、一〇〇%うまくいくということはあり得ないというふうに私は考えています。先ほどから、私以外の公述人もいろいろな危惧を出されていますとおり、いろいろなことが心配されます。

しかし、まず一つは、お答えしなければいけないのは、なぜ民主党から出された法律については何も触れなかったのかといえますのは、いろいろな点で共感し得るところはありますが、これまでの論議、平成十七年度の基本法から始まった流れの中で、これはやはり唐突過ぎるということ、私としては、いい悪いをここで判断するというようなレベルにないということで、反対も賛成も、意見も申し上げられなかったということであります。

もう一つは、それでは、ほかの政府・与党が出された法律が一〇〇%うまくいくと思っているのかどうかということについていえば、そういうことを願っておりますし、現時点で、これが法律として出されるのには最善のものだ、これ以外に何か考えられるんだつたらぜひお聞きしたいところだと思っておりますが、これ以外考えられないという意味において、一〇〇%うまくいくということはあり得ないかもしれませんが、しかし、その都度その都度きめ細やかな対策をとっていただきたいということを先ほど私は公述の中で申し上げましたけれども、考えられるのは、例えば、集落営農が必ずしもうまく機能しないかもしれないという心配もいただいているところでありまして、今相当努力されているということはお聞きしていますが、その危惧は今でも持っているということだと思います。

ただ、中核的な農業者以外すべて、農業者というのはいくつか人を農業者というのかということでは、例えばアメリカは、長らく、あれだけ

の地平線のかたまたまで農業をする人が農業者だと思われていた節がありますけれども、しかし、そういう時代であっても、農業者と言われている人の半分はいわゆるホビー農業をやっている。年収でいいますと百万円ですね。大体一万ドルですから百万円、今でいうと二百二十万円ぐらいでしょうか。百二十万円以下の年収のホビー農家が、やはり農業者と言われる中で半分いたわけですよ。

農業は三つぐらいの構造でいくだろうと私は思っています。一つは、現在の土地の利用の仕方を変えて、もう既に認定農業者のような形で動いている方と、それから、何人かが一緒に集落営農をやろうな、この二つを担い手とし、なおかつ、それ以外の人は農業をしないのかといえ、私はやり得ると思う。これから団塊の世代が地方に帰ることをいろいろ期待されていますけれども、もともといろいろな施策でそういう人たちを呼び戻し、そして、生きがいとして農業をやる人たちがふやす、そういうお手伝いをもっと政府としてやっていただきたいと思うんですけれども、日本国として。

そういう中で、それを農業者と言うのか言わないのかという意味においては、私は、ここで論じている農業者の中には入らないだろう、しかし、そういう方が農業をぜひともやっていただきたい、農業というのには物を育てる産業でありますけれども、物を育てる喜びを持つ人がたくさん国民の中にいてもらいたいというふうには思っています。

以上でお答えになりましたでしょうか。

○山田委員 では、一つだけ言っておきますが、私どもの法律は法律になじむのかという話ですが、これは基本法で、しかもかなり具体的に書いております。しかも、麦については、私ども、法案の説明、この国会で三十分間近く今論議して、きょうも、自民党さんからも、いろいろな方々から私どもの法案についての質問がございます。これは、かなりの間論議してまいりました。基本法ですから、法律になじまないとか、あるいは論議

していないとか、そういうことはございません。それは結構です。

もう一度、吉野公述人にお聞きしたいと思うんです。今申し上げましたように、四町歩、あるいは知事の特例で二・六町歩、それだけの面積を有している人が今回直接支払いの恩恵を受けることになるわけですが、あるいは、それだけだと本当に一握りになってしまふんじゃないのか。

例えば、所得の特例措置があります。吉野組合長も御存じだと思いますが、例えば、吉野市で六百万と認定農家の目標所得金額を決めたとして、その半分までは特例ができるようになっていきますが、そうなりますと、例えば、畜産とかその他も含めて年間三百万あるいは三百五十万か、吉野においても各市町村でそれぞれ金額が違ってくると思っています。そういった特例措置で救われる農家、そこは、麦、大豆、そういったものに対しては、いゆる恩恵を受けられるわけですが、今度の担い手法案で、それ以外については受けられないことになります。

そうしますと、今現に始まるうとしているわけで、どうしたらいいか。例えば、特例措置の緩和とか、殊に離島においては非常に厳しい状況になりますので、吉野公述人として、各農協の組合員を預かる立場で、こうしたらいいんじゃないか、こまめしてもらえば、今度の担い手法案でも、いゆる兼業農家も含めてかなり救われていくんじゃないか、もつと麦も大豆もつくっていくけるようになるんじゃないか、そういう考えがあったらお聞かせ願えればと思うんです。

○吉野公述人 この法案をもとに長崎県知事の特認でいろいろできるようにしております、具体的に、うちの場合は、認定農業者が三百五十万円という線が出ておるようでございます。したがって、その半分、百七十五万円の所得があれば救われるということになっておりますので、今つくっておる農家、特にうちの場合は、麦、大豆について救えるように何とかしていきたいというふうに思っております。

したがって、努力、工夫では、今の作付面積は全部この品目横断的な恩恵にあずかるだろうと思っておりますが、問題は、今の自給率四〇を四五なり五〇に上げるとするならば、今の面積をふやしていかなければいかぬということになると思っております。そうすると、そのふやした分に果たして恩恵があるのか。今の法案では恩恵がないということですから、それではうちとしても困る。

先ほど言いましたように、麦をどんどん今後ふやしていきたい、大豆についてもふやしていきたいという中で、それについても、この法案でできないならば、別な何らかの方策で救えるようにしていただきたいというのが私のお願いでございます。

○山田委員 全くそのとおりだと私も思いますが、その中で、今度の政府の担い手法案では、私どもが非常に心配しているのは、これは兼業農家も含めて、農業の切り捨てにつながって、自給率の達成はおろか、まさにどんな生産意欲もなくなり、農業が衰退していく道をここでもって開いていくんじゃないか、そういう心配から私ども法案を、私ども民主党の法案を出させていただいたわけです。

山下公述人にお聞きしたいと思うんですが、先ほどからお話を聞いていて、何か非常に目を洗うような、少し前々から先生のいろいろな考え方はお聞きしておったものの、今回、何よりも私が非常に感心というか感動を受けたというのか、農業はすべてが担い手である、そしてその中で、今回の担い手法案は全く関係ないんだ、民主党の法案も含めてというくだりでした。

まさにそんな中で、山下公述人にお聞きしたいんですが、このままでいくと、高齢化も進み、かつ、農業者に若手が来ませんし、農業は衰退していく一方、いわゆるお百姓さんはどんどんいなくなっていく一方、自給率はF T A、E P Aによって下がっていく一方という中でしか考えられないと思うんですが、山下さん御自身は、どういう形

で今の日本の農業をやっていったらお百姓さんは本当に助かっていくと思われるのか、ひとつお話しただければと思います。

○山下公述人 私は、この十五年ぐらいで世界の四十カ国ぐらいの農業、農村を見て歩きまわして、言えることは、数を減らして面積をふやしたぐらいではコスト競争には勝てないということです。労賃でも勝てません。北海道はちよつと事情が違いますが、唯一我々が残れる道は、結局、生産地のすぐそばにたくさん消費者がいるという世界で特殊な例でありまして、生産者と消費者が混住混在しているということです。

これは農林業センサスで見るとよくわかるんですが、恐らく今、各自治体で農家世帯が割を超しているところはないと思うんですね。ということは、一戸の農家の周りに九戸の消費者がいるということですから、この強みを生かす。そこでこれたものをそこで食べる。つまり、地産地消をベースにして、環境なり、食の安全、安心なり、例えば子供の生きる力なんかを育てていくという方向でしか残れないと私は思っています。それから残れると思っています。それで、各自治体がそれをこれから始めようと思うんです。

これは、愛媛県の今治市の食と農のまちづくり条例の案ですけれども、それをつくる理由をこう書いています。地域資源の活用と市民の健康を守る地産地消、安全、環境保全を基本とした食と農のまちづくり及びそのための食育の実践を強力に推し進めていくことを目標としてこれを定める。

これが、国が進める構造改革に反対することになるのかどうかと考えられたら困るんですね。私は、必要なのは、それぞれの地域の地べたの自給率を使って、各市町村の自給率を高めていくということベースにして、大きな農家を育ててもいいけれども、全体が生きていける地域社会をつくっていくというのが、日本の、都府県の、北海道はまた別ですけども、農業のこれからの姿じゃないかと思っております。

○山田委員 ありがとうございます。

私の持ち時間がなくなりましたので、質問を終わらせていただきます。

○稲葉委員長 次に、西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。本日は、四人の公述人の皆さんにそれぞれお話をいただいた、大変勉強になりました。それぞれお一人お一人に御質問を申し上げたいと思います。

初めに、お砂糖のことについて久野公述人からお話がありました。先ほど、神奈川県のお話として、砂糖は優秀な備蓄品である、こういうお話。確かに、砂糖は腐らないという意味でも、それは備蓄の意味も大変あるんだらうと新しい目を開かされたんですが、

それはそれとして、国家的見地から一定の備蓄をする、これは必ずしも災害という側面だけではなくて、ほかの面、米等との見合いもあって、一般的な面もあると思うんですが、そういうことの方、それから、今の実情等についてもあわせてお尋ねを申し上げたいと思います。

○久野公述人 現状では、沖縄、鹿児島におきましては、台風が大変襲来しておりますから、大体十六万トン前後つくっております。今二十万トンぐらいつくろうという考え方がありますが、やはりどんなに努力してまいりまして、十六万トンから十七万トンだと思えます。それをふやしていくということになりますと、エタノールとの関係で、やはり沖縄、鹿児島は一番いい立地にあると思います。それは、日本のエネルギー政策あるいは環境政策として取り組んでもらわねばならない問題だと思えます。

そういう面で、この十六万トンは沖縄、鹿児島においては非常に重要な農産物である。そして、それは競争力はなかなか持ち得ないけれども、そういうものを我々が評価しながら、社会的責任を果たしているということだと思えます。

北海道におけるてん菜糖につきましては、この数年間、天候とかいろいろございまして、大変な増産になりました。したがって、増産いた

しますと、それだけ調整金を集めなきゃいけないわけでございます。しかし、残念ながら、加糖調製品、こういう砂糖のまがいものみたいなのが四十万トン入ってきておりますし、そういう中で、輸入の原料が減ってきているわけでありまして、減つてくれば、そちらが増産になっても交付金が出てこないわけでありまして。

それが今一つの問題になっておりまして、これは、北海道における自然条件からいいますと、やはり何としても、生産できる自然条件の中では増産になるわけでありまして、それを捨てていいということにはならないと私は思っております。ただ、それかといって、その分について交付金があるかどうかということになりますと、輸入糖が減っているわけですから、財源がないわけでありまして。今、その接点にあるわけでございます。

そういう面で、この砂糖大根というものが北海道の農業経済、重要な位置づけにある、あるいは、砂糖の全体の、甘味資源に関する世界的な需給が大幅に変化しているわけでありまして。ヨーロッパにおきまして、六十万トンのてん菜糖、ビート糖をつくらないということでございます。また、エネルギーとしてそちらに転化していくわけですから、砂糖の原料はどんどんなくなっていくわけでありまして。

そういう面では、甘味資源に関する自給率を確保していく、あるいは安定供給していく面においては、一定の限度で備蓄する政策は今こそ考えるべきときに来ているんじゃないか、私はこう思っております。

以上でございます。

○西委員 続いて、久野公述人にもう一度お願いしたいんですが、今回の法改正は、いわば競争原理を導入するという側面もあると思えます。そういう法改正が成りました後に、国内産の糖、これの生産の効率性、当然また努力していただく必要があると思うんですが、それから、それに対して、砂糖の内外の価格差等がどうなっていくんだらうかということについて、御所見をお願いした

と思います。

○久野公述人 沖縄、鹿児島については、これは特別地域だと私は思っております。例えばサトウキビの、沖縄、鹿児島に対する離島対策とかインフラを考えますと、今、八・四倍ぐらい原料で国際的な内外価格差があるわけですが、それを含めまして、毎年のインフラを含めまして、膨大な価格になっちゃいます。本質的に競争力がなくなってしまうわけでありまして。しかし、インフラをやめていいかということにはならないと思います。

やはりそういう点で、継続的にやってきたインフラの中で、最大限の内外価格差を是正するように沖縄、鹿児島の方々も努力してきておりますし、また、今度の制度によって、そういう点に関する理解がつくる側にも相当進んできたと思っております。

今までは助成金におんぶしている、だっことしている段階から、やはりそういう市場の流れを理解する状況に、この法改正の中でも、沖縄、鹿児島における砂糖を生産している農家の人あるいは扱っている人たちがそういう点のマインドを高めてきているという点では、この法律は私は賛成だと思えます。

また、北海道についても同じだと思います。当然、てん菜は北海道においては大変収益性の高い農産物になってきているわけでありまして。なぜかと申しますと、それだけの経営努力をしてきているわけでありまして。

そして、そういう中で、今度の法律によって一層、砂糖大根をつくっている人たちが正常な生産状態はどうなのか。今までは、実際問題として六万八千ヘクタールですが、そこで、面積をやっていたわけでありまして、今後は、やはり全体の需給を考えながら、そして、内外価格差を縮める努力をてん菜をつくる方々もやってきているんじゃないか。

現実には、てん菜糖についても、原料で売るものと製品として売るものがあります。製品として売

るものはどうしてもマーケットに出ますので、流通の段階で厳しい市場原理に遭うわけでありです。そういう点では、北海道の農業団体の方々もそういう面を農家の人にインプットして、何としてもそういうような市場原理を理解してもらって対応しているのが、今、現実だと思っています。

ただ、そういう中で、本当に北海道のてん菜農家の人が十分新たな生産をやっているのかどうか、これはそれぞれの認識とバランスと全体の環境ではないか、私はこう思っているということでございます。

○西委員 大変ありがとうございます。

続きまして、吉野公述人に質問をさせていただきます。

屯岐における農業の実情を具体的にお話いただいて、私も中山間地に住んでおりましたので、いろいろな難しい、小規模の農家が多い、また、離農される方もいらっしゃる、後継者がいなくなってくる、同じ状況を目の当たりにしているわけです。

私は、今の一つの特徴は、少子化で後継者が限定、一人いるか、二人もいればいいんですが、この人にと。一方で、子供は、やはりいろいろな夢を持って都会へ出ていったり、いろいろな仕事にあこがれたりという現実がございます。兼業農家のことが心配という、まさしくそのとおりなんです。兼業といえども、結局は家、つまり、土地とそれから仕事というのがセットにならない限りはそこで兼業というのは成り立たないという今不幸な状態、これをだれがやるか、一人っ子の子供がやるしかない、こういう厳しい職業選択も一方では迫られている、そこが非常に後継者が育ちにくい条件になっているんだというふうに思います。

それを解消するために、集落営農の団体を結成するために随分御努力されて、二十団体を目標とするというお話がございました。私は、そういう意味では、一人一人のおうちがどういう状態になろうとも集落として農業を維持していけるといいます。

のあり方というのはやはり現実はいかなにか、そういう気がしております。そのことについて、組合長さんのお考えをお聞きしたいというふうに思っております。方向性についてお願いしたいと思います。

○吉野公述人 農業後継者の予備軍はいるというように思っています。高齢ではあります、農家の人は割と元気ですので、七十、八十になってもまだ農業を結構やっております。その農業予備軍がおりますが、リタイアしたときにその予備軍が今後農業をやるかという、ちょっと疑問視をしております。

ですから、少なくとも、今の、麦、大豆をつくっても米をつくっても何とか生産費を賄う所得格差になるよということじゃないと、予備軍が今後兼業農家になっていくことはないだろうという意味で、そういう意味でも今回の品目横断的なものについても少し再考したいという話をしたわけでございます。

それから、うちはやはり土地利用型の農業でございますので、今までも集落営農、もちろん担い手をつくっていくということが一つの前提で、先ほど言いましたように、農協独自で新規就農支援事業、月十五万円助成をして新たな担い手を育成しておるわけですが、もちろんそういう方を核にその周りに十軒、二十軒の兼業農家がいる、そういう村社会をつくっていくかぬばいかならうというところで努力をしております。

そういう意味では、既存の機械利用組合とかいろいろなそういう協同の組織がございますので、それをもう少し発展させて営農団体にしていこうということで進めておまして、既に三、四できておまして、二十ぐらいまでは可能じゃないかなというように思っております。ただ、これでも全体の約半分ぐらいしか救えませんが、半分以下について今後どうするかというのは、今後非常に時間と労力が必要のかなというように思っております。

後とも継続していける、豊かな農業をつくりたいなというのが私の組合長としての責任だろうというふうに思っております。

○西委員 次に、林公述人をお願いを申し上げます。

先ほどの話には近いのですが、先ほどのお話の中で、中核的な農業者、これがあくまでも核になるであろう、この人たちが経営的な側面を存分に取り入れて、その地域で新たな農業の花を咲かせる、その周りに集落営農を中心とした皆さんが取り巻いて、地域地域における例えばブランドとか地産地消とかいろいろな戦略的な形でもって農業を支えていく、その合間と言ったらおかしいですが、小規模な皆さんも引き続きまた活躍をしていただける、簡単に構造的に言えばそういう構図の農業というものを将来構想として描いていこうというふうにお見かけしたんですが、そのことについての御見解といたしますか、もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○林公述人 私、先ほど申し上げましたのは全体としてのモデルでありますけれども、先生も御存じのように、日本は地域によって随分違います。見渡す限りの地平線まで見えるところというのはそう多くはないんですが、しかし、かなり広大な水田地帯もあれば、中山間地のようなところもございます。ですから、今回もお考えになっておられるというふうに聞いていますのは、条件によって集落営農にしても必ずしも一つではない、中山間地なんかもと少ない面積でやっていけるようにする、これはやはり当然のことだと思っております。その地域、その地域に合ったような形と、これをある程度柔軟にやっていただかないと、これは成功しないというふうに思っています。

ただ、全体のイメージでいいますと、先ほど先生もおっしゃいましたように、大きく言って三つの構造、担い手と非担い手という意味では二つの構造ですけれども、その担い手の中に二種類の担い手が存在する。そうでない日本の農業の特殊性が生かれないという意味では、担い手の中に二

つの担い手があり、また、そうでない、農業をある意味では喜びとして農業活動に、農業といいますが、生き物を育てる、そういう活動に参加される方たちもいて、これは生産という意味で国は支援はしませんが、その人たちが、地域の景観であるとか、それから、地域を守るために必要ないろいろな活動に参加されることがありますので、別の形でそういう方たちに対する御支援はぜひともやっていただきたいというふうに思います。

今は、この法律としては、日本の農業をどうやって今置かれているような状況から脱却させて、一〇〇%国際競争に打ちかつ農業というのはできませんが、しかし前よりも前向きな方向である程度いくというところが、先ほどから申し上げていきますように、現実的な案としてはこの法律以外はないのではないかと。

ここは、競争原理の導入というふうには先生もお考えになっておられますけれども、この競争原理というのは悪い面という面がございます。やはりこれまでの中で、どう考えても公平でないのは、本来国の支援を受けるべきでない人までも受けている、ばらまきというのはそういうことなんです。ばらまきの中にそういう人がいなかったかという検証をしてみれば、いますよ。

だから、本当に適切な人にはきちんといくというのが本当の公平さというものであって、その公平さというのは、しかしこれだけの多くの方々を相手に実際に一つの法律あるいは一つの施策でやっていけるかというのは大変なことなんです。そこには、従来にも増して多様なそして柔軟な施策を展開していくことを期待したいというふうに思います。

○西委員 今おっしゃられたように、私も今モデルを提示しましたけれども、それは、全国各地それぞれ特徴がありますし、地形も全く違いますので、そこは当然柔軟な形できめ細かな対策を考えていかなければだめだというふうなことを考えているところでございます。

さて、先ほどの話に戻りますが、後継者の問題です。

現実の問題として、先ほどかなり努力されている、また、いらつしやるとおっしゃる地域もあるんですが、なかなか一様にそういうわけにはまいりません。私どもの住んでおった集落でも、子供が出ていって、おじいちゃんが亡くなれば、お父さんが亡くなれば、もう後、後継者はいないというところを、一軒一軒数えても相当数でございます。そういう意味で、新規の就農ということが大きな課題になってくるかと思ひます。農水省もかなりいろいろな努力をされておりますが、まだ十分それに成功しているとはいえないというふうに私は理解をしておりますが、この点について、先生の方で御意見ございましたら、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○林公述人 今回の法律も含めて、何としても担い手、先ほども私申し上げましたように、過去三十年で六百万人の人々が消えたいわゆる農村地帯にどうやって人を戻すのか、また、その中で農業に何らかの形で従事する方たちをどうやってふやすことができるのか、それを考え、実現していくことが今一番大切なことだと思ひます。

その一つの方法として、これは生産活動ではありませんけれども、ほかの生産活動と、やはり工業的な生産活動と違うんだ。工業的な生産活動は、同じ物づくりですけれども、その物は、メークする、メーキングの生産であります。だけれども、農業の生産というのはグロウイングの生産ですから、これは物すごく喜びを伴う生産活動であるべきだし、そうならないのは、これでは食っていけないという厳しい現実があるからそうなんですけれども、しかし、本来的に言えば生産活動の中で非常に高いレベルの生産活動ではないかというふうにも思っていますので、これは今まで普通、工業労働者であれば若いときからというふうなことをやはりどうしても考えますけれども、特に農村地帯の悪いところもあるんですが、やはり男中心社会であつて、女性が中心になつたところは

非常に元氣であるんですけれども、そうなかなかならせない、お年寄りでの男の組合長さんが頑張っておられるところを私も何力所か知っていますけれども、もっと大胆に若い人あるいは女性に任せるとか、そういったこれまでにないような展開を、この農業分野でみずから、農業者がやられることを国として御支援いただくのは必要なのではないか。

つまり、従来の考えをかなり変える政策をとつていくということだろうというふうに思ひますが、それは従来とは違うという点において危険性も伴います。もし何か問題が起きたときは直ちに戻つてやり直す、そういう率直さというのを持ち合わせる柔軟さが必要ではないかというふうに考えております。

○西委員 かなり大胆な方法をとらないと、なかなか農業者の継続は難しいであろうというお話であつたと思ひます。

時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○稲葉委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社会民主党の菅野哲雄でございます。

四人の公述人の方々から意見を聞かせていただきました。本当にありがとうございます。それぞれの方々には私の意見を申し述べながら質問していきたいというふうに思つております。

まず、久野公述人にお伺ひいたしますけれども、先ほど、二百海里以降の水産業の今日的な実態を踏まえて、そして競争力を持たないてん菜や甘蔗糖への保護政策は絶対必要なんだという強い御主張をなされたというふうに思つてお聞きいたしました。

その後の話を聞いてみると、私は、何としても第一次産業、水産業が衰退していった経過を見たときに、林業もそうなんですが、第一次産業といふものは、そもそも私は市場競争になじまないんじゃないのか、そして久野公述人もそのことを私は強調なさつていたというふうにとらえたんです。

が、砂糖の今日的な状況を通じて、第一次産業全体、水産業や林業というものをどのようにとらえているのか。私は、基本的には水産業や林業に対しても産業保護政策というのは絶対必要なんだという立場をとっているわけですが、久野公述人のお考えをお聞きしたいと思います。

○久野公述人 私は、昔、マルハ大洋漁業というところにおりまして、南水洋に四回行きました。あるいはベーリング海にも十二回行きました。その中で、日ソ漁業交渉とかいろいろ参加してまいりまして、イシコフ漁業大臣、カーメンツェフ漁業大臣、あらゆる問題で闘つてきたわけでありまして、それは何のためかと申しますと、北海道におる漁民の人たちの生活をいかに維持していくかという概念であつたわけでありまして。

もう一つは、日本がたんばく源がございませんから、何としても水産によつてたんばく源を確保して日本の皆さん方に供給しなきゃいけない、その努力の立場にあつたわけでありまして、

ところが、突然二百海里の問題が出現して、それをほとんど国民の皆さんが理解されていない。日本の資本漁業としては、我々資本漁業、マルハ大洋漁業とか日本水産は、国の助成というのは一つも受けていなかったわけでありまして。資本漁業がその責任においてたんばく源を確保するため、海外、あるいはモーリタニアとか、あらゆる国で開発、そこに冷蔵庫をつくるなり船を持つていったわけでありまして。あるいは、一番最初申し上げましたように、アメリカ、アラスカの海岸では百四十万トンのスケソウダラをとつていたわけでありまして。それがどんどんどんどん、言うなれば、アメリカのフラッグの船でなければならぬ、アメリカに工場をつくらなきゃいけない、そういうことで、全部の原料を握られてきたわけでありまして。ここは私は重要だと思つていふんです。

したがいまして、今、この市場競争というのは、当然国際的にすべてのものが受けているわけでありまして、中国とかあるいは東南アジアで食

料を生産しているのは、結果的にそのこと、我々食品メーカー側も、そういうところで食品を生産して、安からうというところで、向こうからつくつたものを日本に持つてきていっているわけでありまして、向こう側に支配権が握られるときが必ず来ると思ひます。その面で、市場原理にそぐわなくても、やはり日本の一定の自給率の確保は私は絶対必要だという理念に立っているということでありまして。それがなくて何もなかったら、相手方になめられちゃつて高いものを買わされるということでもあります。

それは、国民の皆さん方の理解で、これは思想信条の問題じゃないと思ひます。国民的な立場に立つてそういう問題を論議して、突破していかなければいけない重要課題だと、私はたまたまそういうことで捕鯨船に乗つて向こうに行きまして痛感し、そして二百海里という、二百海里というのはだれも理解してもらえないんですが、そのことによつて第一次産業である水産業は崩壊をしてきたわけでありまして。

ですから、やはり、日本における第一次産業である農業なり林業なり、すべてのそういうものについては、一定の枠組みにおける明確な透明性を持つた助成を行いながら、そして、そういう中でマインドを高めて、漁業に携わっている人たちに、もそれだけの経済的な事情を理解していただいて、効率化を上げていく法律といふんですか、そういうような政策をこれは国民的レベルでやるべきだというのが私の意見だということを御理解願えればありがたいと思ひます。

○菅野委員 ありがとうございます。

もう本当に、日本の地域社会を守つていくというか、農村集落、漁村集落を国家的に確立していくというのは、多くの国民的理解を得ていかなければならないこれからの大きな課題かなというふうに私はとらえているところでございます。これから御支援のほどをお願い申し上げます。長

吉野公述人にお伺ひしたいと思ひますが、長

岐阜県の各岐市において、農業協同組合長として、担い手と、あるいは地域は、担い手農家と兼業農家が、あるいは農家以外の人たちが混在している地域の中において、その地域をどう発展させていくのかというのが今日の大きな課題であつて、品目横断的経営所得安定対策が出た中において、先ほどもおっしゃっておられましたけれども、認定農業者を中心とした集落営農二十ヘクタールはちよつと難しいから、担い手を中心とした、認定農業者も含めた特定営農団体というものをふやしていくという努力をこれからもしていきたいなればならないし、四団体から二十団体へと考えているとおっしゃっておられました。

ただ、それでもなおかつ半分だという、先ほど申されておりましたけれども、この四団体から二十団体に行くにしても、大きな苦勞を伴っているというふうには私は思っています、これから残された五割を特定営農団体にしていかなければ品目横断の恩恵を受けないという状況を加味したときに、これからも努力していかなきゃならない大きな課題だと私も思っているんです。

実は、まだ戦後六十年しか経過していない中で、農業者の土地への執着というのが物すごく大きなものがあるというふうに思うんですね。これがもうちよつと時間経過がなつていけばそうでもないと思うんですが、そういう中におけるこれらの取り組みむべき方向性における考え方、苦勞話とかありましたら、お話を聞かせ願いたいというふうに思うんですが。

○吉野公述人 農地の流動化については、農協だけじゃなくて、農業委員会等が主体的に今までやってきておりましたが、やはり今先生がおっしゃるように、土地に対する執着心がございまして、したがって、農業委員会等がやってもなかなか流動化が進まなかったということで、五年になりますか、では、農協みずから農地保有合理化事業をやつて、農地の荒れておるのを守りながら流動化できないかということで、実際やりました。そうしますと、やはり、農協と農家組合員の

信頼関係の上で、農協に対しては結構土地を提供する方がふえてきました。したがって、それを今、中核農家等にあつせんをしながら、規模を拡大したい農家にはお世話をしてあげておるということでございます。

ただ、条件の悪いところは借り手がございませんで、これをどうするかということで、先ほど言いましたように、二年前では農協みずからその土地を有効に活用しようじゃないか、それが荒地の減少にもつながるし、雇用の創設の場になるということ、二年前に農業生産法人を立ち上げて、今、大体二十ヘクタールぐらいの土地を借りましていろいろ経営をしておりますし、今後もそういう形で進めていけたらいいな、そして、それを参考にしながら、もう一つ、それで雇用が多いときはパートで大体百名ぐらい雇つておられますけれども、雇われるよりも自分で農業した方がいいなという農家が出てくることを実は期待しておるわけです。

そういう農家を今後つくりながら、実際自分で農業をやつていく、そういう人たちを中心に、今ないところにもそういう生産集団をつくっていくたいな、こういうことで進めておるということでございます。

○菅野委員 先ほども議論になっていんですが、平場農業と中山間地域農業、あるいは条件がいろいろな、長崎の各岐というのにはある意味では平場農業というふうなとらえ方を私はしているんですが、そういう地域と中山間地域との取り組みの仕方というのが全く違つてくるなというふうには私は考えているんです。

そういう意味で、林公述人にお聞きしたいんですが、先ほども西委員の質疑の中で議論されておりましたが、中核的農家を中心として、それを穏やかに取り巻く非中核的生産者の重層構造によって営まれる社会というのは、これは私は平場農業だというふうに思うんですね。それで、中山間地域における実態はというと、どうしたって四ヘクタールというのはなくて、農地集約もできない

という状況をどう考えていったらいいのかというのが大きき課題だと私はとらえているんですが、品目横断的経営所得安定対策のほかに中山間地域を対象とした新たな政策というのを打ち出すべきだと私は思っているんですけども、その考え方について御見解をお聞きしたいと思います。

○林公述人 今先生がおっしゃったことに私は全く同感です。中山間地域で直接支払いをやられたこと、これはもう既に高く評価されていますし、今回の法律も、日本全体の農業に少しでも足腰を強くするために貢献するだろうということを確信してやまないんですが、ではこれで終わりのかといえ、そうではないで、やはり中山間地域は、中核的になるような方たちがなかなかないない、そういう地形のところが随分たくさんありますので、そういうところでのようにしてやっていくのかということについては、また新たなことが望まれるのではないかなというふうに思います。

具体的には、いろいろ考えられるわけですが、これもこれは一つの例で申しますと、私たちが今までやってきた中で、例えば集落営農を私が大変注目している一つの理由は、例えば教育はどでされるかという、教育は、学校であり、家庭であるんですけども、もう一つは地域というものがございます。その地域が崩壊しているから、今、日本がいろいろな面でおかしくなつていっているところがありますけれども、集落営農的なものが行われる基盤が整いますと、その地域のいろいろな活動をする何か核になつてくれるのではないかと。そういうことでまた日本がもう一度健全さを取り戻す、そういう仕組みに対して、農業が中心になりながら、農業ゆえのそういう支援の仕方というのを含めてあり得るんじゃないかというふうには考えておりますので、どうか先生方でそういうことは御検討いただくと大変ありがたいと思います。

○菅野委員 中山間地域に対しての直接支払い、

あるいは林業に対しての直接支払いが行われているわけですが、この果たしている役割というのは、私は非常に大きいものがあるというふうには思っているんです。ただし、今回の品目横断的経営所得安定対策の中身を見たときに、これでは全部、農業分野はどうなっていくんだろうという危機感があつてこれまで議論してきたところでありまして、これからは、私どもももしっかりとした政策を提起していきたいというふうに思っております。

最後に山下公述人にお聞きしたいと思います。佐賀県の唐津市の実態から、唐津市は農業の盛んな地域だというふうな表現をされながら、地域の実態を報告、公述いただきました。私も、宮城県の気仙沼なんですが、中山間地域で、本場に平場農業のない地域で、それでも農林水産業の盛んな地域というふうには私どもは思っているわけなんです。

それで、先ほど、ゴールはどこなんだろうかというところで、三十万から四十万の農家に日本農業全体を集約していくという一つの目標が設定されていることに對して、物すごい、私は怒りともされる発言だとお聞きしたんですけれども、集落を大切に考えたならばこんな政策は無謀だというふうには私は主張してきたんですけれども、山下公述人の考え方を聞きましておきたいと思ひます。

○山下公述人 私の意見のときも申しましたけれども、やはり農業というのとは地形によつて規定されるわけですね。だから、そこに合つた農業をやつていくしかないわけでありまして、唐津の実態からいって、担い手に政策を集中するという政策は全く合わない。だから、それに取り組めないんですよ、取り組みないんですよ、取り組めないんですよ、そのことについて、構造改革に熱心でないとか、抵抗勢力であるとかというレッテルを張つて、ほかの補助事業でいじめないでほしいというふうには私はお願いしたいわけなんです。もう一つ、これは中山間地域であつてもそうです

けれども、今度の直接支払いでは、土地を担い手あるいは認定農業者に預ける人に対する手当てが全く考えられていないわけですね。基盤整備の償還金というのがみんなありまして、私もあるんですが、うちの近所のもう八十近いばあちゃんが一人で年金で払っているんです、三十万。それが大変なんですよ。本人は基盤整備はしないと言うのに、役員が押しかけていって、これは残したから基盤整備ができないからと言って、無理にやらせているわけですよ。だから、長期にわたって担い手に土地を預ける人の償還金は減免してやるぐらいの措置をお願いしたいと私は思っています。

だから、この十数年間、現場の動きはほとんど現場がリードしてきた。例えば地産直売所にしても、有機農業にしても、アイガモ農法にしても、消費者との連携にしても、全部これは現場の動きですよ。農政が動かしたのは何も無い。みんな知恵を出して頑張りますので、現場を応援するという姿勢をもっと出してほしいと私は思っています。

○菅野委員 品目横断的経営所得安定対策と同時に、法案にはなっていないんですけれども、農地・水・環境保全向上対策というのが並行して出されているんですね。それで、同じように平成十九年度から、十八年度はモデル事業をやった十九年度から具体的に施策として展開していくという流れになっているんですけれども、山下公述人にお聞きしたいんですけども、この政策に対する評価とか考え方について、最後にお聞きしておきたいというふうに思っています。

○山下公述人 直接支払いと関係のない私たちとしては、それに期待するしかないわけですから、車、車の両輪と言いますが今そこそこ大変に弱いわけですね。だから、この次かなというふうに思っています。

村の人間としてぶっちゃけたことを言いますと、生産は中核担い手に集める、しかし、土手の草刈りとか田んぼの溝さらいはみんなでもやりましょうという非常に虫のいい話でありまして、そ

んなことが成り立つのだろうかと私は危惧しています。ただ、自分の田んぼに水を引くから溝さらいに全部出るわけでありまして、だから、なるべく多くの人が農業にかかわってそこに住むということが一番大事なことであって、これを壊していくような政策ではまずいんじゃないか。非常に申しわけない言い方をするけれども、集落営農だつて、何で今さら日本で人民公社をやるんだという声ももちろんあるわけです。

北陸でやっているのは、機械の共同利用とか、農民の共生の知恵で始まっているんですけれども、今度は担い手にするために、規約をつくるのは当然ですけれども、専任者を置かなきゃいかぬとか、その所得を補償しなきゃいかぬとか、将来は法人化しなきゃいかぬという枠がはまっているわけですね。だから、経理の一元化なんということを言われると、これはまさに人民公社なので、本当にうまくいくのかなというふうに、私はやらない側の人間としては感じています。

○菅野委員 基本は、本当に私は、農業集落を後世に、二百年、三百年という先ほどの話だったんですが、二百年、三百年はまだ短スパンだというふうに思うんですね。日本の国がずっと後世に伝えていくというのは、一千年、二千年、中国四千年の歴史と言われているんですけども、それくらいの歴史を刻むためには、農村、漁村、山村集落をどう維持発展させていくのかというのが基本であるべきだというふうな私は主張をしておりますけれども、皆さん方の意見を参考にお聞きいたしまして、これからもしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

時間がかかしたので、終わります。ありがとうございます。○稲葉委員長 これにて公述人に対する質疑は終了いたしました。この際、公述人の皆様に一言御礼を申し上げます。

本日は、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を

代表いたしましたので、厚く御礼を申し上げます。これにて公聴会は散会いたします。
午後零時二分散会

平成十八年五月二十二日印刷

平成十八年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D